

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行  
東京都

目次

81

規 則（教）

- 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………二
- 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………五
- 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………六

規 則（教）

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

●東京都教育委員会規則第五十六号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「蔵前工業高等学校」を「蔵前工科高等学校」に、「墨田工業高等学校」を「墨田工科高等学校」に、「中野工業高等学校」を「中野工科高等学校」に、「杉並工業高等学校」を「杉並工科高等学校」に、「荒川工業高等学校」を「荒川工科高等学校」に、「北豊島工業高等学校」を「北豊島工科高等学校」に、「練馬工業高等学校」を「練馬工科高等学校」に、「足立工業高等学校」を「足立工科高等学校」に、「本所工業高等学校」を「本所工科高等学校」に、「葛西工業高等学校」を「葛西工科高等学校」に、「府中工業高等学校」を「府中工科高等学校」に、「町田工業高等学校」を「町田工科高等学校」に、「小金井工業高等学校」を「小金井工科高等学校」に、「多摩工業高等学校」を「多摩工科高等学校」に、「田無工業高等学校」を「田無工科高等学校」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十七号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一6の項中「都立の工業高等学校」を「工業に関する学科を設置する都立の高等学校」に改め、同表10の部(1)の項中「都立の工業高等学校の工業化学科、総合技術科（教育長が別に定める都立の工業高等学校の総合技術科に限る。）」、「工業に関する

東京都教育委員会

る学科を設置する都立の高等学校の」に改め、「応用化学科、カラーリングアート科又は」を削り、「グラフィックアート科」の下に「オートモビル工学科、キャリア技術科、理工環境科、総合技術科、環境化学科、科学技術科その他教育長が別に定める学科」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十八号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の第三項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは勤務時間条例第十一条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第五十九号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「（日勤講師）」を「（会計年度任用の職及び臨時的任用の職）」に改

め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「から当該年次有給休暇の付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数を、前項に規定する年次有給休暇の日数に加えたもの」を「に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに前項に規定する年次有給休暇の日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数」に改め、同条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、東京都の会計年度任用の職（日勤講師を除く。）又は臨時的任用の職にあつた者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、任用日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたものに、第一項に規定する年次有給休暇の日数を加えたものとする。

第二十二条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは勤務時間条例第十一条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

## ●東京都教育委員会規則第六十号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「配偶者」の下に「又は同項に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第五項第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第八項」を「前項」に改める。

第七条の二の二第九項及び第七条の三第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第八項」を「前項」に改める。

第二十二條第三項中「の母親」を「を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第四項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、「当該配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第五項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

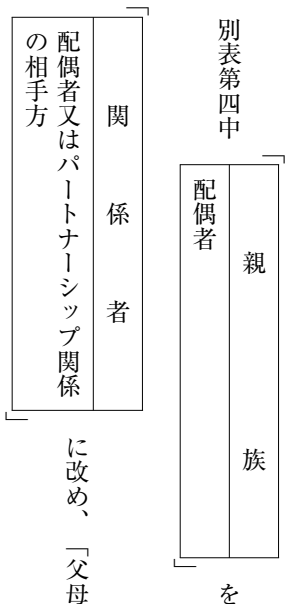
第二十三條第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四項本文中「配偶者」の下に「又はパ

ートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「男性」を削り、「その配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四項本文中「配偶者」の下に「又はパ

ートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十三條の三第一項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十五條第一項中「する場合」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合（以下この条において「パートナーシップ関係となる場合」という。）」を加え、「親族」を「関係者（別表第四に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「場合」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合」を加え、同条第二号中「親族（別表第四に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改め、同条第三項中「をいう。」及び「当該結婚の日」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」を加える。



に改め、「父母の配偶者」、「又は配偶者」、「子の配偶者」及び「兄弟姉妹の配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「おばの配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別記第二号様式の二中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別記第二号様式の三中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方

又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「消滅の」を削る。  
別記第五号様式中「親族関係に変更があった」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第二号様式の二、第二号様式の三及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十一号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十条の二第二項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十二号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十一条の二第二項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十三号

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

「をいう。」及び「から当該結婚の日」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」を、「令和五年一月六日までの間にある職員」の下に「又は同項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員」を、「当該結婚の日」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十四号

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

「令和五年一月六日までの間にある職員」の下に「又は同条第三項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員」を加える。

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十五号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中

個人番号	始期		終期		修正区分	氏名	性別	生年	生月	生日	年齢	所得税区分	国民税区分	扶養手当対象	児童手当対象
	年	月	年	月											
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															

を

個人番号	始期		終期		修正区分	氏名	性別	生年	生月	生日	年齢	所得税区分	国民税区分	扶養手当対象	児童手当対象
	年	月	年	月											
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															

に

扶養手当算出		扶養手当算出	
左記以外	その他	左記以外	その他
配偶者	次配第一子	配偶者	次配第一子
子	孫	子	孫
その他		その他	

「平成27年9月分までは、「厚生年金保険料」と

あるのは、「長期（厚生）」に読み替えて本様式を使用するものとする。」や「配偶者等」とは、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第12条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方をいう。」に改める。

附則

- この規則は、令和四年十一月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十六号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十六年東京都教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「家族」を「世帯の構成員」に改め、同項第二号中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に、「家族」を「世帯の構成員等」に改める。

別記様式中「職員とその家族」を「その世帯の構成員」に、「及び」を「並びに」に、「及びその家族」を「及びその世帯の構成員等」に改める。

附則

1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の住居手当に関する規則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六十七号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年東京都教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者又は条例第十二条第二項第一号に規定するパートナーシップ関係の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)が」「若しくは配偶者」を「又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第二号及び第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四号中「配偶者が職員又は配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第五号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第四条第一項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第二号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、

同項第三号及び同条第二項第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第五条第一号及び第二号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第四号中「いた配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に、「うち」を「のうち」に改め、同条第五号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第六号中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

第六条中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第七条第一項及び第十二条第二項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

別表第二中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

行 東 京 都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

